

令和2年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和2年3月17日(火)

令和2年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月17日(火) 開会 午前10時00分
散会 午後 0時19分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	参事兼振興課長	丹羽貴裕
地域支援課長	加藤文一	医療センター事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	伊藤太	経済課長	夏目明剛
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川伸	書記	神谷純子
--------	------	----	------

令和2年第1回東栄町議会定例会議事日程

令和2年3月17日（火）午前10時

出席議員の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 議案第 1号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 2号 東栄町空家等適正管理条例の制定について

日程第 4 議案第 3号 東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 4号 東栄町印鑑条例の一部改正について

日程第 6 議案第 5号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 7 議案第 6号 東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 7号 東栄町町営住宅管理条例の一部改正について

日程第 9 議案第 8号 東栄町辺地総合整備計画の策定について

日程第10 議案第10号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について

日程第11 議案第11号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第12号 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第13号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について

日程第14 議案第14号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第15 議案第15号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第16号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第4号）について

日程第17 議案第17号 令和2年度東栄町一般会計予算について

日程第18 議案第18号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計予算について

日程第19 議案第19号 令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第20 議案第20号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計予算について

日程第21 議案第21号 令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 2 年度東栄医療センター特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 2 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 2 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 2 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 2 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 2 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 2 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
について
- 日程第 3 2 請願第 1 号 環境保全条例制定などの取組を求める請願について
- 日程第 3 3 請願第 2 号 東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願について
- 日程第 3 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『令和2年第1回東栄町議会定例会』を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布した日程のとおりでございます。

----- 議案の追加上程 -----

議長（原田安生君）

ここで、お諮りいたします。日程第29の次に、日程第30、議案第31号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について』、日程第31、議案第32号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について』、日程第32、請願第1号『環境保全条例制定などの取組を求める請願について』、日程第33、請願第2号『東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願について』、日程第34、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』以上5案件が、本日、追加提出されましたので、上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって日程第30から日程第34までの5案件を追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る、3月6日の本会議において、各委員会に付託しました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。はじめに『予算特別委員長』の報告に入る前に、執行部から発言の申し出がありますので、許可をします。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

予算特別委員会におきまして、浅尾議員の方から提出依頼がございました令和2年度東栄医療センター特別会計において、歳入予算の入院、外来の前年度との比較資料及び歳出予算の職員給料、職種別での前年度との比較資料につきましてお手元の方へ配布させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原田安生君）

それでは、予算特別委員長に報告を求めます。

(「議長、7番」の声あり)

はい、予算特別委員長。

7番(伊藤紋次君)

それでは、委員長報告を行います。東栄町議会予算特別委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。

予算特別委員会は去る3月11日日本委員会に付託されました。議案第17号から議案第29号までの13案件を総務経済委員会、文教福祉委員会の各常任委員会ごとに分けて審査を行いました。出席者は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長をはじめ副町長、教育長、各課長等の出席のもと慎重審査をいたしましたので、以下審査の経過と結果についてご報告申し上げます。始めに議案第17号、令和2年度東栄町一般会計予算について審査致しました。歳出は款別に、歳入は全般に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に議案第18号、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計予算について。議案第19号、令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第20号、令和2年度東栄町簡易水道特別会計予算について。議案第21号、令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について。議案第22号、令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について。議案第23号、令和2年度東栄医療センター特別会計予算についての審査を順番に行いました。国民健康保険特別会計予算と後期高齢者医療特別会計予算の2つの特別会計予算について歳入歳出全般について質疑を行い、採決の結果、原案のとおり可決されました。

また、簡易水道特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算の3つの特別会計予算につきましては、歳入歳出全般について質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に東栄医療センター特別会計予算は、歳入歳出全般について質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

最後に議案第24号から議案第29号までの令和2年度各財産区特別会計予算の6案件を一括審査しました。議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、6案件は原案のとおり可決されました。なお、本委員会は議員全員で構成されておりますので、質疑の詳細は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上を持ちまして、東栄町議会予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長(原田安生君)

予算特別委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。次に、『総務経済委員長』に報告を求めます。

(「議長、1番」の声あり)

はい、1番 総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には議案第1号東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号東栄町空家等適正管理条例の制定について、議案第3号東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第6号東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第7号東栄町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第8号東栄町辺地総合整備計画の策定について、議案第10号令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について（関係分）、議案第13号令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について、議案第14号令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第15号令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について以上計10議案が付託をされました。

3月12日の委員会の審査の結果、いずれも議案も全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、執行部側も全員が出席しておりますので、質疑の詳細は省略をさせていただきます。

以上で総務経済委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

次に、『文教福祉委員長』の報告に入る前に、執行部から発言の申し出がありますので、許可をします

（「議長、医療センター事務長の声」）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

文教福祉委員会におきまして東栄医療センター特別会計の令和元年度補正予算の歳入の諸収入で浅尾議員よりへき地診療所の医師等派遣負担金が増額になった理由についての質問でございまして、つく診療所において理学療法士派遣に伴う収入分の増と申し上げた際の派遣回数についての回答でございしますが、年間50回で計上しております。また、夏目医師の豊根村診療所来診派遣分が50回から47回に減となったことも相殺して合わせて110万円の増となっております。以上でございます。

議長（原田安生君）

それでは、『文教福祉委員長』に報告を求めます。

(「議長、5番」の声あり)

はい、文教福祉委員長。

5番(加藤彰男君)

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会では議案第4号東栄町印鑑条例の一部改正について、議案第5号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第10号令和元年度東栄町一般会計補正予算(第7号)についての関係分、議案第11号令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第12号令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、議案第16号令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算(第4号)についての6議案と請願第1号環境保全条例制定などの取組を求める請願について、請願第2号東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願についての2つの請願、あわせて8件が付託されました。

始めに議案の審査結果を報告いたします。3月12日の委員会審査の結果、6議案は全会一致で原案とおりの可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。なお、本委員会は議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので主な議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第5号について、今回の改正による対象となる被保険者についての質疑がありました。議案第10号について、歳出では個人番号カードの関連委託料でのカード交付状況について、タクシー券給付補助に関する給付状況及び今後の見通しについてなどさらに全般として繰越明許費の河川水質検査委託料に関して実施見通しと公表について質疑がありました。

また、議案第16号は、へき地診療所医師等派遣負担金の内訳と今後の見通し、これについては先程回答を得られました。加えて非常勤医師の報酬に関する勤務及び診療状況、職員の給与と勤務形態の関係について質疑がありました。

次に請願の審査結果を報告いたします。請願第1号環境保全条例制定などの取組を求める請願については、賛成3名反対3名の可否同数となり、委員会条例第13条の規定に基づき賛成の委員長決裁により採択されました。請願第2号東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願については、賛成2名反対4名により不採択となりました。なお、審査経過において主な点のみ報告いたします。請願第1号については、農振法の整備計画の手続きと農業委員会の関係、行政の執行権との関係について質問意見がありました。

また、請願2号につきましては、町の諸事業との関係、透析中止のプロセスなどの質問意見がありました。なお、委員から請願主旨に限って取り上げる意味での趣旨採択の提案がありましたが合意には至りませんでした。以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長(原田安生君)

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、質疑を打ち切ります。

以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

議案第1号

議長（原田安生君）

次に、日程第2、議案第1号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』を議題といたします。議案第1号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第1号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第1号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の制定について』の件は、原案のとおり可決しました。

議案第2号

議長（原田安生君）

次に、日程第3、議案第2号『東栄町空家等適正管理条例の制定について』を議題といたします。議案第2号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第2号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号『東栄町空家等適正管理条例の制定について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第4、議案第3号『東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。議案第3号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第3号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号『東栄町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第4号

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第4号『東栄町印鑑条例の一部改正について』を議題といたします。議案第4号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第4号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第4号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号『東栄町印鑑条例の一部改正について』の件は、原案のとおり 可決されました。

議案第5号

議長（原田安生君）

次に、日程第6、議案第5号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』を議題といたします。議案第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第5号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第5号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件は、原案のとおり 可決されました。

議案第6号

議長（原田安生君）

次に、日程第7、議案第6号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』を 議題といたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第6号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第6号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号『東栄町公共建設発生土処理場設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第7号

議長(原田安生君)

次に、日程第8、議案第7号『東栄町町営住宅管理条例の一部改正について』を議題といたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で、議案第7号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第7号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号『東栄町町営住宅管理条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

議長(原田安生君)

次に、日程第9、議案第8号『東栄町辺地総合整備計画の策定について』を議題といたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、議案第8号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第8号の件を採決いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号『東栄町辺地総合整備計画の策定について』の件は、原案のとおり
可決されました。

----- 議案第10号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第10、議案第10号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第7号）について』
の件を議題といたします。議案第10号の質疑に入ります。はじめに「歳出」全般につ
いてお願いをいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

（「議長1番」の声）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

45ページの土木費5目土木急傾斜地崩壊対策事業費なのですが、この急傾斜地崩
壊対策事業費負担金が大きく減額されているのですが、この減額は2つ事業があつた
と思うのですが、1つの事業を取り止めたのか、あるいは縮小したのかその辺のところを
説明してください。

議長（原田安生君）

（「議長、事業課長」の声）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

急傾斜地崩壊対策事業費の補助金については実績による減額となっております。施工箇

所2カ所。事業費についてはほぼ当初の予定のとおりでございますけれども、国庫補助金で行う事業が負担率が10分の0.5、単県事業で行う事業が10分の1の負担率となっております。今回の場合は、負担率の低い国庫補助事業の割合が増えたために負担金の額が減額となっております。

議長（原田安生君）

（「議長、1番」の声）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

急傾斜地崩壊対策事業というのは必要な事業だと思っております。関連の関係で一件だけお願いします。本郷駐在の上のところですね、皆伐をされて作業道がついてですね非常に危険な状態なんですけれどもその辺のところは何か対策を考えてみえますか。

議長（原田安生君）

（「議長、事業課長」の声）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

そこの現場につきましては、県の方に状況を説明しまして要望していきたいと思っております。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で「歳出」の質疑を終わります。次に、「歳入」全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第10号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第10号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 11、議案第 11 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 11 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 11 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 11 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計（第 3 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 12、議案第 12 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 12 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 12 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 12 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号『令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 13、議案第 13 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』の件を議題といたします。議案第 13 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、議案第 13 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 13 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 14、議案第 14 号『令和元年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。議案第 14 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、議案第 14 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 14 号の件を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号『令和元年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は、原案のとおり 可決されました。

議案第 15 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 15 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。議案第 15 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で、議案第 15 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 15 号の件を採決いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について』の件は、原案のとおり 可決されました。

議案第 16 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 16、議案第 16 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 4

号) について』の件を議題といたします。議案第 16 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で、議案第 16 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第 16 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算 (第 4 号) について』の件は、原案のとおり 可決されました。

議案第 17 号

議長 (原田安生君)

次に、日程第 17、議案第 17 号『令和 2 年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。議案第 17 号の質疑に入ります。

はじめに「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で「歳出」の質疑を終わります。

次に、「歳入」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で、議案第 17 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「議長、4 番」の声)

議長 (原田安生君)

はい、4 番。反対ですね。

原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は一般会計予算案に反対する立場から討論を行います。令和2年度の東栄町一般会計予算案の規模は36億円です。前年度比14.7%の増額となっています。特別会計と合わせると総額50億6964万円にも上ります。村上町政1期目の平成30年度の決算額は当初計画に無かった5億円に上ったとうえい保育園建設事業もあり、歳入40億円歳出38億円と突出していました。

また、今年度から6億円規模の防災行政無線事業が始まりました。私は基金の取崩し、借金に頼る大型公共事業が将来の町にどのような影響を与えるのか考えながら予算審議にあたりました。今議会、村上町長はこの予算案のもと、住み続けたい、住んでみたいまちづくりを着実に推進していくと位置付けました。

しかし、私は今議会の委員会質疑を通して、医療、介護、地域経済といった主要な分野、事業について大変な危機感と不安を感じました。このまま、私たち町民の血税が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定、イコール将来に渡って賑わいを保ち続けられる町に投じられるとすれば、町民の命と暮らしを支える大切なインフラである医療、介護は縮小され、東栄町の地域経済を長年支えてきた既存の事業者の廃業が加速するのではないかと危惧します。私がこの予算案に反対する理由の一つは、歳入の町税が前年度比2.2%減の見込みとなっていることです。村上町政の下でも町の人口減少、事業者の廃業に歯止めがかからず、土地評価額も年々下がり、地域経済の活性化への道筋は見えません。

また、財政調整基金から2億円の取崩しをしていることも気になります。総務課は、予算委員会の質疑の中で医療センターの設計費7668万円の他道路など個々の事業にあてると答弁しましたが、今年度に続く当初予算での取崩しということで常態化するのではないかと不安が残ります。町は総合戦略の中で、民間が稼ぐ町づくり、町民所得の県内最下位の脱出を謳っています。

しかし、町の人口の5割が65歳以上の高齢者であること、その多くが月額5万円から6万円の国民年金収入で暮らしている。厳しい現状を見た時、町民の血税に振り向ける分野は、自ずと医療、介護、既存の事業者への支援ではないかと思えます。町税が落ち込む一方で、前年度予算から大幅に増えているのは国の交付金です。例えば、新たに算定項目に加わった地域社会再生事業費は自民党今枝宗一郎衆議院議員が国会質問で病院事業にびったりと総務省に訴えたとおり、東栄医療センターの非常勤医師、看護師、技士の確保のために使える一般財源です。私は国から入ってくる新たな財源の使い道が今ほど問われている時は無いと思えます。

その点で私がこの予算案に反対する理由の2つ目は、新たな東栄医療センターの設計費7668万円、さらに同センターの特別会計の赤字補てんとして3億1500万円が計上されていることです。村上町長は新たな医療センター建設案について、医師、看護師の確保や診療科目の数、内容、診療所の収支、東栄病院の解体費、跡地利用など森田昭夫議員が指摘したように基本中の基本の議論さえしていません。町民アンケートやパブリックコメントの提案でさえも拒否しました。町民、患者の声を聞かないまま、総額13億もの公共事業を強行することは許されません。私は見直しを求めます。東栄医療センターの赤字について3億円という数字も町長は赤字、イコール入院であると強調するだけで、その詳しい経営

悪化の理由を町議会に明らかにしていません。私の委員会質疑で、医療センター事務長は入院患者の減少理由を救急告示の取り下げによる救急患者受け入れ数の減少だと答弁しました。私は、今年度の東栄町内の救急搬送の件数を新城消防本部に問合せました。そうしますと、2019年4月から今年2月まで町内の救急搬送件数は208件、前年度比で22件も増えています。搬送先は新城市民106件、豊川市民55件、佐久間病院14件、豊橋市民10件、豊橋ハートセンター3件、青山病院3件、ドクターヘリ12件、東栄医療センターはわずか5件であります。人口減少、高齢化によって外来患者は減りますが、入院患者は減らないという観点を忘れるべきではありません。私は、高齢化、人口減少で救急搬送される町民が増えている現実を踏まえ、本来であれば一般会計予算案の歳出の事業で愛知県が町に対してアドバイスしていたとおり、救急患者を出来るだけ医療センターで受け入れる体制を整備し、入院を見ることが可能になれば東栄医療センターの経営も改善すると考えます。

次に、町民の介護と介護予防に関わる事業についてです。本予算案でおいでん家の支援員はこれまでの町の臨時職員から町と支援員個人との委託契約に変わるということです。理由は会計年度任用職員制度の導入によるものとの答弁でした。しかし、この制度を活用せず、支援員一人ひとりと個別委託契約ということとなりますと労働災害補償保険が使えなくなり、労働条件の切下げになります。また、社会福祉協議会に委託している地域包括支援センター事業について町内の介護の悩み、介護予防などの相談ができる機関と聞いていますけれども、職員増員の予定があったにもかかわらず、町は採用の募集をかけているが集まらなると答弁しております。なぜ集まらないのか、求人をかけているだけでないのか、私はもう一步踏み込んだ分析が必要だと思いました。

そして、町の地域経済を維持するためにも、医療、介護との連携は欠かせません。東栄町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略案にはこれまであった企業誘致の項目が無くなり、法人企業数の目標値も書かれておりません。私は第1期の方向性を継続するのか、それとも企業誘致の取組をしないのかとパブリックコメントで提出したところです。昨年9月、第1回総合計画戦略会議における岩崎正弥愛大教授は町内で増える事業者の介護前倒産、廃業を指摘し、どのように防ぐのかと訴えました。本予算にはその指摘に対する具体的な事業は見あたりません。これでは既存の事業者、家族経営の皆様は不安な思いを抱えたまま営業を続けるのではないのでしょうか。ある町民は私に、親の介護をするようになったら、商売が出来なくなる、続けていけないと言います。

改めて、私が町に訴えたいことは、町民暮らしを見つめ、それを支え、応援していく事業を確実に進めて欲しいということです。以上私の反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番。」の声）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

本定例会に上程しています令和2年度一般会計を始めとする当初予算に賛成する立場か

ら討論いたします。

令和2年度の予算では、毎日の暮らしの情報を支える北設情報ネットワークの整備事業、そして地域のそれぞれの集落や区を含め町内のコミュニティー活動や元気な地域づくりの助成金、また高齢者の方々の運転の安全なシステムのための支援装置、これの助成金、また新たに透析で通院される方も助成する通所通院交通費助成金、医療、福祉の様々な助成や支援事業、子育て支援センターや放課後児童クラブなどを始めとする子育て支援、鳥獣害被害の防止や駆除の取組、チェーンソーアート大会や星空音楽祭などへの助成、あいち森と緑づくり事業や森林環境譲与税を活用した林業施策、商工会を始めとする商工業者の皆様への支援、防災行政無線の設備の更新、高校生の通学に対する通学費の補助、中学生のカナダへの海外派遣事業、小中学校での教育のICT化に向けた機器の整備、さらに私たちの健康と命を守る東栄医療センター特別会計への3億円余りの繰出し金など、子供からお年寄りまで、私たち町民にとってどれも大切な事業施策の財源として構成されています。まさに3200人弱となってしまった私たちのこの地域の住民の生活・暮らしを支える重要な予算です。特に現在、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症がこれから世界のそして日本の経済に与える大きな影響を考えるならば、新年度予算を成立させ、適切な執行の基にこの町の経済や暮らしを支え貢献するようにすることも大きな役割です。

また、医療センター、保健センターの設計にかかる予算についても現在の東栄医療センターは、旧東栄病院の歴史を含め、長年地域を守ってきましたが、現在の感染症問題に見られるように今日の医療水準や地域医療に相応しい新たな医療保険施設として、東栄医療センター・保健福祉センターの建設事業を進めていく事が必要です。過疎地の小さな自治体である私たちの町は、町税や臨時財政対策債の減、さらに地方交付税が歳入予算の46%を占めるなど歳入面で厳しい状況も続いています。その点では今後の町政において長期的かつバランスを持った町政運営と政策を実行していかなければならない事は言うまでもありません。今後も政策、財政の両面から中長期的な見通しを持つこと。そして、医療センター・保健センターも含め主要事業を中心に事業を施策において住民の皆様全体での合意、コンセンサスを積み上げていくこと。さらに子どもからお年寄りまでさらに私たち住民の願いに応える町政を推進することを求めて令和2年度一般会計を始めとする当初予算に賛成するものです。以上で私の賛成討論を終わります。

議長（原田安生君）

他に討論する方はございますか。

（「議長、2番」の声）

はい2番、反対ですか。

2番（森田昭夫君）

反対です。私も反対をさせていただきます。

浅尾議員と若干似たような部分もありますが将来のこれから先の財政にも非常に不安を覚える一人でもあります。

しかしながら、今の東栄病院を無床診療所にしていくということについては反対ではありません。これは押し進めるべきものだと思いますが、今回、この予算の中には基本設

計として先程もおっしゃっていましたが、7000 万余の基本設計費が予算措置されており、4月1日には契約するという段取りにもおるようです。

しかし、この医療センター、医療センターを作るについては患者数が減少して医療スタッフが十分手当が出来ない。だから、今の医療センターではなく、新たに医療センターを設けることによって、採算面も随分大きく変化するという説明でしたがその具体的な根拠が全く示されておらず。また、議会の中でもそういった議論がまったくしておりません。

もう1つは、今の医療センターから新しい医療センターにすることによって現存する建物、あるいはそれに附属する施設、医師住宅や看護師宿舎そして下川診療所、こういったものの後の利用、解体するのか、後利用をするのかその方針や方向が全く決まっていない。先ほど可決された住民に対する空き家条例は、住民に対して、空き家に対してかなり圧力をかけるわけですので、まず、自治体が自ら空き家を作るのではなく、後からどうするのか、解体するのか利用するのかそういった議論をしていかないといけないのに全く議論がされてないとともにその費用も13億の中には含まれていないということです。

もう1つは、診療科目は請願など出されており、まあ、透析が無くなるということなんですが、後の診療科目は現存のままやっていくという話でしたが、果たしてそれでいいのかどうか。本当に今まで3億も助成しなければ維持出来なかったものが新しい医療センターにして診療科目が透析だけやめれば町の持ち出しは少なくなるのかどうか、そういった根拠や議論が示されてもいないし、議論もされていない。

後はまだ13億という多額な費用にも関わらず、財源がまだまだ未だにおよそのくらいというような話で全く明確に出されて、示されていない。設計しなくては分からないなんて話では、これ当然、到底おおよその見込みを立ててから設計をするわけですので、細かな費用が全く出ていないということ。

したがって、費用がしっかり出ていないということは、その後の東栄町に対する財政負担はどうなのか。建物を作ったけどもお金が無くて維持出来ないなんていうことにならないようにしなくてはいけない。そういった財政的な見込みが議会の中でも、また、資料も提供されてもいないし、議論もされていない。簡単な本当に簡単な財政見込み資料を出していただきましたが、それは本当に大雑把な簡単なものであって、この13億という事業をやることによって、どれだけ負担がかかるのかも全く示されていない。総じて、こういった、これだけの大きな仕事をやるわけですので、当然パブリックコメント要綱によって住民の意見を聴き、それを公表してから事業を進める必要があるわけで、数千万、例えば500万、1000万という仕事ではないわけで13億もかかるわけです。東栄町の3分の1に近い予算を使う大きな事業ですので、これはパブリックコメントで、住民に対してきちんと説明をして意見を聴いてから進めるべきだと思います。

したがって、そういった、手続きが全くされていないということを経由に浅尾議員が反対する理由と一部被りますが、私はこれを持って反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」の声）

はい、1番。

1 番（伊藤芳孝君）

私は、令和 2 年度一般会計予算について賛成の立場で討論を致します。始めにですね、当初予算に委員会の時がそうだったんですけども、3 人もの反対が出ました。私は初めての経験であります。予算の議決権は議会のみが有する権限でありまして、予算は議会の議決なくしては確定せず、執行することが出来ません。その否決は予算の確定を全面的に否定することですから大変なことであろうかと思えます。特に当初予算であります。町長の提案した予算が極端に異常なものでない限り否決はいかがなものかなと思えます。まあ、どうしてもということであるのなら、せめて修正案位は出していただけたらどうだったのかなとそんなふうに思います。

当初予算全般については第 2 期東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現するための積極的な実践に努め、若い世代の流入と定住促進、子育て支援、元気な地域づくり、高齢者の生きがい健康づくり、医療、介護、福祉の取組、道路整備、農林商工業の振興、環境への取組、そして災害に強い町づくりなど幅広くきめ細かい予算が組まれています。今、反対意見で病院の話がよく出ました。この医療センターの設計予算は既に議決をされた継続費であります。その年割額に基づいて、歳出予算に計上をされたわけです。修正は出来ません。病院建設についてはですね、8 年も議論してきました。やっと設計予算が付いた訳であります。ここで前へ進めなければ、また次の選挙まで先送りになります。この任期中は出来なくなると思えます。病院は約 3 億円の赤字が続き、経営環境もめまぐるしく変わっています。ここをチェンジしていかなければいけない時期です。規模については、これからみんなで知恵を出し合って話し合っていくわけです。私は、建物自体は財政力に見合った、簡素でシンプルなものにして建設費用を最小限に抑え、近い将来考えなければならぬここ役場庁舎の建設資金の方にと少しでも回したいとそんなふうに思っています。

教育については、教育長から教育方針が示されました。一園一校となった保育園と小中学校に強い連携を持たせ、15 年間の保育と教育をより一層充実させ、子どもたちが将来それぞれ選択した社会で自分の生活を作るといった方針でした。心豊かでふるさとを思う子どもたちが育ってくれることを願うものであります。全体を通しては、厳しい財政状況にありながら町民の要求が全ては無理ですが、かなりの部分盛り込まれていると思えます。

執行にあたっては、町民の要望、期待に十分応えられるよう適正に執行され、町長以下全職員が一丸となって最大の効果をもたらすよう期待をしまして賛成討論と致します。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「議長、3 番」の声）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

当初予算について反対討論を致します。

東栄町医療センターにおける設計費の継続費についてであります。既に継続費として

議決されていますが、私の調べた限りにおいては、関係法令の条文及びその説明には議決後においても重ねての審議を妨げるものではない。

また、当初から不適切であったり、またその後事情の変化によって不適切なものに変わったと判断した場合は修正したり否決することが可能であるとの説明を根拠に下記の理由により反対致します。1 つ目は、予算は単年度が基本原則、このことからすると継続費の予算計上は例外規定にあたる為、質問の有る無しに関わらず、それ相応の説明が必要となります。私の調べる限りでは、町からは令和元年度から令和2年度の継続事業として実施させていただきますとの発言のみでありました。未だに医師等の確保や赤字が少しでも解消されるための建設規模などの議論がなされていないのにも関わらず、なぜ、継続費で議決をみたのか、説明が全く無かったのは重大な違反行為であることを指摘致します。

2 つ目は、基本構想には、東栄医療センター等の建設予算については、後世に負担のかからないような形で最小限に抑制すると基本構想にあります。未解決の問題を残し、13億1千万円程の建設費ありきで進めた継続費の予算提出は基本構想にある内容を念頭に置いた方策とは全く思いません。むしろ慎重を期するのなら、問題を少しでも調整したうえで、通常の形での予算提出でもよかったのではありませんか。継続費という唐突な予算を提出し議決を見たことは、将来に負担を残すことになりわしないかと大いに懸念いたします。この点を指摘致します。以上2点をもって、当初予算に反対致します。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を認めます。

（「議長、7番」の声）

はい、7番

7番（伊藤紋次君）

私は令和2年度一般会計当初予算案について賛成の討論を行います。

令和2年度の一般会計当初予算は、歳入、歳出総額36億円となり、前年度当初予算と比較しても14.7%増の大型予算となりました。本町の財政状況は歳入の自主財源、税収等のほとんどが減額の25.8%、地方交付税、地方債、補助金等のまさに依存財源が74.2%と三割自治も満たない厳しい予算となっております。

歳出におきましても人件費等の義務的経費が30.8%、補助費、繰出金等その他の経費が56.1%、投資的経費はわずか13.1%と性質別経費比率も余裕の無い非常にバランスの悪い状況となっており、厳しい行政、財政運営が求められております。そんなひっ迫した状況に直面しながらも町民の要望、生活の安心、安全、福祉の充実を図り、住み続けたい、住んでみたいと思える町づくりを着実に推進していくことは為政者の責務です。

歳出の経費については、総務費で北設情報ネットワーク機器等の更新、衛生費で、医療センター・保健福祉センター設計委託料との医療センターの繰出金、中田クリーンセンター改修工事等ありますがいずれも老朽化、経年劣化による更新、修繕事業、永年の懸案であり先送りにしてきました医療確保のための事業実施が大幅に増となっております。

その他の項目、費目の事業につきましては工夫したバランスのとれた歳入、歳出比にな

っていると思います。

現在の東栄町の状況を鑑みた場合、全般的に不可避な予算としまして、賛成を致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長（原田安生君）

以上で討論を終わります。これより、議案第 17 号の件を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第 17 号令和 2 年度東栄町一般会計予算についての件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

時間になりましたので、再開をいたします。

議案第 18 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 18、議案第 18 号『令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 18 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 18 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 18 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号『令和 2 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 19 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 19 号『令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 19 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 19 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号『令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件は、原案のとおり 可決されました。

----- 議案第 20 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 20 号『令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 20 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

議長（原田安生君）

はい、4 番反対ですか。

これより、反対者の発言を許します。

(「議長、4番」の声あり)

4番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。簡易水道の特別会計予算に反対の立場で討論を行います。この予算案は国が進める公営企業会計の適用拡大に伴って東栄町の簡易水道事業を企業会計方式に移行するための予算が含まれております。複式簿記の採用、経営成績、資産負債の把握等が求められます。国、総務省は人口減少による水道料金の減少、施設・水道管などの老朽化に伴う保守、管理費用の増大、自治体の財政難を乗り切るため、町の一般会計からの繰入に頼らない独立採算制の経営原則を導入するとしています。これは実質的に一般の民間企業の経営方法と同じになることを意味します。町議会の質疑で、私が公営企業会計化の町民へのメリットを伺いますと事業課は分からないとし、むしろ水道料金の値上がりについて触れました。私はこの間、町の各種水道料金が一般会計から繰り入れによって大幅な値上げが抑制されてきたのではないかと推察します。

しかし、独立採算が導入されれば、企業としての経済性を強めることになり、使用料金の値上げもせざるをえません。事業課は、これは国から義務づけられたものと答弁しました。しかし、私が総務省に問い合わせたところ、国からの要請であり罰則はない、根拠法もないとの回答でした。この水道事業の公営企業会計化の問題は、私が議員になって1年経ちますが本議会で初めて知る事であります。

もちろん、この間、町からの説明はありませんでした。この事業は令和4年度までの3カ年で完了するとの事です。新年度、3事業合わせまして、3600万円程度の予算ではありますが、総額はいくらかかるか示されておられません。私は余りにも拙速だと感じております。私は大幅な水道料金の値上げに道を開きかねない、この取り組みは一旦中止し、議会と町民への丁寧な説明と議論を求めて反対討論といたします。

議長(原田安生君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、7番。」の声あり)

はい、7番。

7番(伊藤紋次君)

賛成の討論をしたいと思います。東栄町簡易水道特別会計予算案についての賛成討論を行います。

令和2年度の東栄町簡易水道特別会計予算は例年に比べ増額となっておりますが、その要因は、総務省が要請する公営企業会計への移行の推進事業への取組分が約1473万円計上されております。その内容は人口3万人未満の市町村についても遅くとも令和5年度までには移行するようにと強い要請であります。財政措置につきましては町債の対象になり、地方交付税措置を講ずるとあります。来年度から令和5年4月1日運用開始に向け移行作業を進めなければならない事業でスムーズな公営企業会計化への移行を期待しまして賛成とします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第 20 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第 20 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 21 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 21、議案第 21 号『令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 21 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 21 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番。」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。反対ですか。まず、反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。反対の理由は議案 20 号で述べた通りです。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

（「議長、6 番。」の声あり）

はい、6 番。

6 番（伊藤真千子君）

議案第 21 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について賛成の討論をします。今回の予算案は、平成 27 年度から 31 年度までの集中取り組み期間、また、31 年度から 35 年度までが拡大集中期間という事で今回 3 万人未満の市町村の下水道事業について総務省自治財政局長から掲げられた事業であります。人口の減少や使用料の減収によって、事業の経営が成り立たなくなり、施設の老朽化にもよる更新工事も必要不可欠となってい

るため、公営企業化を適用することにより、貸し方、借り方によって数字が見やすくなり歳入、歳出のバランスが分かり、今の現状を知ることで問題点の対応が早くなることによって、一般会計に頼らないで健全な経営が行われます。

今回、料金の見直しによって多少の上限はあると思いますが、公営企業会計を行う事で経営成績や財政状況、資産状況をより正確に評価・判断・決算の早期化、情報開示の充実を図ることができ、住民にとっても有意義なものだと判断します。

また、基本計画、基本構想に則った事業と判断し賛成討論とします。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより議案第 21 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数であります。よって、議案 21 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

----- 議案第 22 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 22、議案第 22 号『令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第 22 号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 22 号の質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長 4 番。」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

反対者の発言を認めます。

4 番（浅尾もと子君）

反対です。

理由は議案 20 号議案で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を認めます。

(「議長、6番。」の声あり)

はい、6番。

6番(伊藤真千子君)

先ほど議案第21号で述べた内容と一緒にですが、少し変わるところがありまして、平成31年度から35年度までが拡大集中取組期間ということで、今回3万人未満の市町村の集落排水について総務省自治財政局長から掲げられたことにしていただきたいと思います。お願いします。賛成討論と致します。

議長(原田安生君)

他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で討論を終わります。これより議案第22号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって、議案22号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第23号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第23、議案第23号『令和2年度東栄医療センター特別会計予算について』の件を議題といたします。議案第23号の質疑に入ります。

「歳入」「歳出」全般について、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で、議案第23号の質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「議長、4番。」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。反対ですか。反対者の発言を許します。

4番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対する立場で討論を行います。東栄医療センターの新年度の特別会計は、外来受診者数による収入の減や人工透析の中止に伴う人件費

の減少など前年度から 10.9%という大幅減の 5 億 8259 万円の予算を組んでいます。

私は主に 2 つの点から反対致します。

1 つ目は、東栄医療センターの透析中止の理由に納得できないからです。私は透析中止の理由について、昨年 12 月町内に町が全区配布した文書、東栄医療センター（診療所）の人工透析中止について、現在もギリギリのスタッフで業務、今後安定した透析医療を安全に実施することは困難であると明記しております。町がですね、12 月議会では山本典式議員の質問に対してスタッフが 1 名欠けても突然休止になることもあると答弁しています。

しかし、そのような認識であったのに、町長、副町長、医療センター事務長は昨年 10 月 13 日の透析患者、家族の説明会や 12 月 3 日の陳情署名の提出交渉などで透析患者からあと何人の医療スタッフがいたら透析を断続できるのかと質問されても何人足りないのか明確に答えられずにいます。

また、医療センター事務長の答弁では、平成 31 年度町は医師看護師の募集を行っておらず、透析継続に必要な人員配置のシュミレーションをしていないことも分かりました。さらに、その正確なシュミレーションを求めた今議会で私の一般質問に対して、私は規模を縮小して、月・水・金のみワーカーで実施することを提案しましたが、医療センター事務長は現実的でないとして退けました。

一方、私が議会の全員協議会で頂いた資料によりますと、今年 4 月以降の医師数は常勤者 3 名、非常勤を含めて 14 名、令和元年度と同数であります。臨床工学技士も同数の 2 名です。看護師はパートタイムが 2 名減の合計 22 名です。私は、透析は十分できると確信します。透析は透析患者の皆さんには命綱です。その命綱を断ち切る町の決断にはきちんとした説明、詳しい説明、丁寧な対応が求められます。私にはその説明・対応が本当に不十分に感じられるのです。

2 つ目の理由は町長のいう 3 億円の赤字の収支の詳細が明らかになっていない点です。私の一般質問の中で国からの病院に対する交付税の金額が明らかになりました。不採算地区病院への特別交付税ですとか医師確保のための特別交付税などに支払われているかと思えます。更に、医師、看護師の確保に使える地域社会再生事業費も新たに算定項目に加わりました。へき地診療所運営経費に対する厚生労働省の助成金も今年度から活用できることになりました。その他、地域医療・介護・総合確保基金など活用が見込まれます。これらは不採算医療を担う、東栄医療センターの役割を果たすために投じられた国の交付金・助成金でありまして、東栄医療センターの会計に入れる事、使用する事が当然であります。いかに赤字を減らすかという観点も大事ですが、もっと大事な事は、へき地医療を守る為に十分な予算を確保することではないでしょうか。

私が傍聴した今年 2 月 5 日の愛知県地域医療対策協議会では、令和 2 年に愛知県下に輩出される地域枠医師 4 名の赴任先を決定いたしました。資料によりますと愛知県下の医科大を卒業した地域枠医師たちがこれから令和 3 年度には合計 11 名、4 年度には 22 名、今後 10 年で最大 158 名が地域医療を担う県内の各医療機関へ派遣される計画です。わずかな病床でも入床診療所で踏みとどまれば、東栄医療センターも派遣を受けられます。

令和 2 年 4 月からの医師確保計画（案）では、東三河北部医療圏は医師少数区域と位置付けられており、優先的な派遣を期待出来ると考えます。今後の地域枠医師の派遣も見込んで収入を改善するという道もあるのではないかと私は考えます。

このように町が県・国と深く連携すればここまでの大幅減額予算の計上は避けられるのではないかと訴えまして、反対討論と致します。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番。」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

賛成の立場から発言いたします。先ほどの当初予算でも述べました一般会計のところでも私たち3200人を割ったこの自治体の中で行政が占める暮らし、また、経済に対する大きな役割があります。その点でも新しい年度の予算執行は重要な意味を持つ。重ねて同様の事ですが、特に命と健康を守る東栄医療センターの新年度からの予算、ここには現在の医師・看護師を始めとする人件費の中、医師派遣委託料の900万円。また、医療の中で使われる薬品等の関係5600万円そして入院の方も含めた給食関係で1700万円、これは1日1日途絶えることなく続かなくてはならない事業です。

改めて言うまでもなく、今、コロナウイルスの感染の中で東栄医療センターが果たす役割がそのセンター機能として、この感染症対策をするセンター機能を含めて重要な役割を持っています。一時たりともその業務が滞ることはありません。

更にその機能に対して大きな期待を寄せています。そういう点を考えならば東栄医療センターの予算を新年度から執行していく、これは当然のことです。もしそれについて何らかの歳入歳出含めてですね、非があるとするならば当然これを組み替えた提案なりなさるべきだと思います。基本的にこの医療センターの東栄医療センターの予算これはまさに1日も休むことなく執行していく。それこそ私たちが、町政が住民の皆様に対する命と健康をどう支えていくのか、その大きな役割の基本だと思います。

以上をもちまして私は東栄医療センターの予算に対して賛成致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより議案第23号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案23号令和2年度東栄医療センター特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第24~29号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。

日程第 24・議案第 24 号から、日程第 29・議案第 29 号までの『令和 2 年度各財産区特別会計予算について』の 6 案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認め、6 案件全般についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で、議案第 24 号から議案第 29 号までの質疑を打ち切ります。続いて、本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第 24 号から議案第 29 号までの件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号『令和 2 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について』から、議案第 29 号『令和 2 年度東栄町振草財産区特別会計予算について』までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 31～32 号 -----

議長 (原田安生君)

ここで お諮りします。日程第 30、議案第 31 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算 (第 8 号) について』、日程第 31、議案第 32 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号) について』以上 2 件の補正予算を一括議題 とすることに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号、議案第 32 号を一括議題といたします。

2案件に対する 執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

はい、副町長。

副町長 (伊藤克明君)

それでは予算書の1ページをお開き下さい。

議案第31号。令和元年度東栄町一般会計補正予算(第8号)について。令和元年度東栄町一般会計補正予算(第8号)案を別紙のとおり提出するものにする。令和2年3月17日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町一般会計補正予算(第8号)。令和元年度東栄町一般会計補正予算(第8号)は次に定めるところによる。

繰越明許費。第1号、地方自治法(昭和22年法律第67号)第123号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表。繰越明許費。2款土木費4項都市計画費。事業名東栄町公共下水道事業特別会計繰出金250万円。

次に5ページをお願いします。

議案第32号。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について。

令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年3月17日提出。東栄町長村上孝治。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。繰越明許費。第1条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第123号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。第1表繰越明許費。1款下水道事業費1項下水道管理費。事業名長寿命化対策電気設備更新工事1150万円。

それでは説明書により説明させていただきます。

今回追加で補正させていただくのが、公共下水道事業特別会計の長寿命化対策電気設備更新工事について新型コロナウイルスの影響によりこの工事に使用する中国からの電磁流量計の商品に遅延が生じ、年度内に工事を完了することが見込めないため繰越しをします。

説明書の1ページをお開き下さい。

一般会計においてはこの工事に対する繰出金250万円を繰越します。

次に3ページをお開き下さい。

公共下水道事業特別会計では工事請負費1150万円を繰越します。以上で説明を終了させていただきます。

議長 (原田安生君)

議案に対する説明が終わりました。

これより議案第31号、議案第32号の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「議長、4番。」の声)

はい、4番

4 番（浅尾もと子君）

この2つの議案についてなんですが、今年度中に工事が完了できなかった理由を詳しく教えてください。

議長（原田安生君）

（「議長、事業課長。」の声）

はい、事業課長

事業課長（伊藤久司君）

本年度中に工事が完了できなかった理由ですけれども、繰越の理由と同じでございますけれどもこの工事に使用する電磁流量計の部品がですね、中国の工場で製造しております、新型コロナウイルスの影響で部品の納品が遅れたため、まだ納入の見込みが立たない為完了できないという状況です。

議長（原田安生君）

4番よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第31号、議案第32号の質疑を打ち切ります。本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案ごとに採決をいたします。はじめに、議案第31号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について』の件は、原案のとおり可決されました。

議長（原田安生君）

次に、議案第32号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について』の件は、原案のとおり 可決されました。

----- 請願第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 32、請願第 1 号『環境保全条例制定などの取組を求める請願について』の件を議題といたします。質疑はございませんか。

議長（原田安生君）

（「議長、2 番。」の声）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

紹介議員に質問させていただきます。委員会でもこれは町政に対する、行政に対する、執行権の侵害であるということで反対、おかしいということは何度も申し上げましたけども、その後、私も調べてまいりました。そうしたところ、岐阜県に山口市という市があります。これは新しく合併した大きな市です。町村合併して大きな市になっていますが、岐阜のすぐ北側にあたる場所です。ここで農業振興地域整備計画について裁判が行われております。その裁判の結果ですが、いわゆる法的な根拠は無く、これは市長ですが裁量権の範囲を逸脱して認めないのは違法であるということで、高裁で裁判で負けております。その申請者に対して、損害賠償金と訴訟の費用の一部を払えというふうで、これは、この判例は今でもインターネットで山口市の議会の臨時議会会議録として載っておりますので、是非ともご覧いただきたいと思うんですが、この内容を見ますと市長はの中で裁判に負けたとだから高裁に訴えるという議事録の中では説明しております。

ところが、その後最高裁に訴えたとこの議事録には載っていますが、どうもその後、最高裁に訴えることなく結果的には訴えずにその裁判は確定したと、したがって、損害賠償と訴訟の費用の一部を訴えた方に支払ったと。大変、いわゆる、理由のない、法的根拠のないことで不受理とした判例が載っています。こういったことが、今回ここで出ています、法的根拠がなくて、いくら請願であっても、お願いであってもそんなことをしていいのかどうか、そんなこと議会がすべきことだと私は思いませんが、その辺の見識を紹介議員にお伺いします。

議長（原田安生君）

（「議長、5 番。」の声）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今質問がありましたのでお答えします。

1 つはですね、農振法における整備計画の変更等ですね、それについては改めて何度か議員の皆さまに説明してはいますが、市町村の権限であるという事ですから、市町村の権限、イコール東栄町ならば町長の権限だということです。そして、その整備計画の変更には13条において5要件という項目がございまして、この全てを充足、つまりこの全てについて問題が無い限りにおいて計画変更等が出来るというふうになっています。その5要件については1つは、例えば周辺の農地の問題やそれから利水等を含めたところに問題がないのかということですから、これ自身は当然現状としては西菌目や川角の皆さんのところにおいては、そういう問題があるんだと言ってみるからこそ、区としても反対の意見表明をしてみえと。ですから、その分は最終的に町長がどう考えて、整備計画を変更していくのかどうかということになっているわけです。ですから、それぞれの自治体において、それぞれの状況の中で整備計画の変更がどういう意思決定されるのかという違いがあるということが1つです。それともう一つはそういう中でそれぞれの自治体の中において、それが法的な部分であるとして議論があると。先ほどの山口市の件ですけど、私も問合せましたけど、いわゆる、一般的な判例データベースに掲載されていない情報だということで、今の段階ですと、名古屋高裁の方の三重県の方の判例、その方が掲載されていますので、そこに置けるのならば、いわゆる首長、市町村長がその計画を変更してもしなくてもそれはそれぞれの当事者に対する関係性、いわゆる法的には処分性と言いますから、処分性は無いという判例があります。ただし、他の地裁のそこでは関係性があるということですから、現状としてはそれぞれのケースバイケースの中で判断されていくし、それを法的な部分についてもやられているという風に理解するのが1つではないかと思います。

それともう1点は、今の話のところで裁判になるとすぐ賠償しなくちゃいけないというふうになっていますが、これは基本的に高裁の話もですね、いわゆる処分性があるかどうか争われたわけです。こういう関係があるかどうかについて争う、名古屋高裁では関係してないですよと首長・市町村長はそこにおける全体として判断するのであってだれだれさんのために計画変更するというのは繋がってませんよってことですね。

ですから、その部分が争われているのであって損害賠償がすぐくるって言うのはそれは法的に少しおかしな話であるので、そこは前提で理解したほうがいいんじゃないかというふうに思います。改めて言うまでもなく、農地法、農業委員会法、それから農振法というそれぞれの三法の中で関係性が論議がされていますので、全ての物が農業委員会の皆さんの権限であるということはないので、それは基本的な法体系として理解していくのがまず前提ではないかと思います。以上です。

議長（原田安生君）

（「議長、2番。」の声）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

あの、話してる内容が、紹介議員が話してる内容が私にはさっぱり理解できませんが、いずれにせよこの裁判でやった話は地裁は問題なしと市側が勝訴したわけです。それを上告して高裁の方で、市長の判断は違法だと根拠のないものについて止めることは出来ない。

従って、東栄町でも同じように先ほど川角の人が水を取ってるとか5要件がどうだこうだ言っているけれども法的な根拠があるかないかということです。法的な根拠が無いのにもかかわらず町長にそれを認めるなどいくらお願い、請願であってもこれは議会がやるべきことではないと思いますがその辺をもう少し分かりやすく説明いただきたいと思います。

5 番（加藤彰男君）

先程の説明が分からないと言われると困るところがあるのですが、私たちは以前委員会で法治主義と言いましたけど、当然法の下でやっていますから農業委員会の法と農地転用の法と農振計画の法が違ふことは私たちは理解しなくてはいけないわけです。その関係性から話をしているということが1つです。

それと先ほど言いましたように重ねてですけど三重県の例も山県市の例は判例データベースに載ってこないということではなぜか、それはよく分からないと。いずれにしても処分性という法的な部分について争われたのみであって、イコール賠償ではないとということ、これは基本的な法的理解として裁判理解としないといけないじゃないかと、そのところが混合してしまつて揶揄もすると行政の中においてもですね、裁判イコール損害賠償という様に短絡的に誤解を招くような発言をしていることもままあるわけですから、そこは法的というならば法律論がしっかりなつたうえで発言していく事も大事かと重ねて思います。以上です。

議長（原田安生君）

他に質疑ありますか。以上で、請願 第1号の質疑を打ち切ります。続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、2番。」の声）

議長（原田安生君）

はい、2番。反対ですね。

2 番（森田昭夫君）

反対をさせていただきます。

私も、私もというよりあそこにいわれるバイオマスの発電設備を作ることは反対です。このんではおりません。出来たらやめて欲しいと願うのが私の願いです。ところがこの請願は町の執行部に対する請願であつて農振法を認めるなど、認めないで欲しいという請願、いくら請願、お願いであっても法律に違反するような事、あるいは町長の執行権に対するお願いは、議会があるいは議会議員がやるべきことではない。

これは言ってみればこれは禁じ手であります。言ってみれば、節操のない無節操な考え方やり方であると思います。まあ言ってみれば、これが請願が採択される様なことがあれば、これは議会に泥を塗るようなものであつて、議会が本来やるべきことではないことをやっておるわけですので私は反対をします。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

(「議長、1番。」の声)

はい、1番。

1番(伊藤芳孝君)

これについてはですね先週の委員会でも審査をしましたので、同じ様な内容になります。今日は本会議です。この場で採択か不採択かが決まりますので改めて環境保全条例制定などの取組を求める請願について賛成の立場で討論させていただきます。この会議室の片隅に議場の隅に東栄町憲章が掲げられています。これは先人たちが知恵を絞って私たちのために残してくれたものであります。最後のところに「山や川を愛し、環境を美しくしましょう」とあります。

そして、2年ほど前にまちづくり条例が制定されました。そこには「私たちは豊かな自然と伝統文化に囲まれた東栄町で心豊かな毎日を送っています。これは先人たちがまだ見ぬ未来の私たちを想い、この地域を大切に守り、育ててきたおかげです。私たちにはこの大切なふるさと東栄町を改善、発展させ希望の持てる町にして、未来を担う子どもたちに繋げていく責任があります。」こう、まちづくり基本条例にうたわれています。

そんな町に西菌目にバイオマス発電所の計画が持ち上がりました。そこでこの問題に対して区長会を中心とした対策協議会が住民アンケートを実施しました。結果は反対が61%、分からない・どちらでもないが30%、賛成は8%でした。それは多くの町民が心配や不安があるからです。悪臭の心配があります。グランプリ鮎の清流が汚染されるかもしれません。そして特殊肥料の運搬車両が保育園や小学校、建設予定の医療センターや保健福祉センターの前を毎日走るようになると思います。本郷から西菌目にかけての道路は狭いところが多いです。そうしたことに多くの町民が反発しています。

ではなぜ東栄町なのでしょう。

昨年6月の区長会での最初の説明では、町内の養鶏業者に鶏糞の処理について相談を受けたからだと言われました。それが9月の地元説明では、鶏糞は難しくなったので豊橋や新城の牛糞を特殊肥料を仕入れ、創業すると話が変わってきました。それなら東栄町でなくてもここまで運ばなくても地産地消の時代ですから豊橋や新城で創業すれば良いではないかという声が出てきました。他にもいろいろありますが、こうした事業を一旦認めれば次から次へ関連業界が進出して来るかもしれません。

こうした事業は北海道に多くあるようです。昨年JA十勝が国内最大級のプラントを建設したそうです。ここでは発生する固形物は牛舎などに使い、液体は川へ流すのではなく、広大な牧場へ液肥として肥料として散布するようです。こうしたところでは、騒音や悪臭等で他人に迷惑をかけることもないと思います。この請願は農業委員会などに決して圧力をかけるものではありません。多くの住民が反対しています。私たちもその応援はしたいと思います。議会に議決権や決定権ありません。この問題は、最終的には執行部が関係機関の意見を聴き、住民のことも考え、総合的に大局的に判断されるとことと思います。

今日、最終判断される議員の皆さんにはこうした事業が東栄町に来てほしいかどうかだけなんです。東栄町の自然を守る為に環境を守る為に子どもや孫たちのために、町の将来のために賢明なご判断をお願いいたします。以上でございます。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより請願第1号の件を挙手により採決いたします。提出された趣旨のとおり採択することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、請願第1号環境保全条例制定などの取組を求める請願についての件は採択することに可決いたしました。

12時になりましたが、あと少しで終われると思いますので15分程時間をいただいて続けてやりたいと思います。

----- 請願第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第33、請願第2号『東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願について』の件を議題といたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、請願第2号の質疑を打ち切ります。続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番。」の声）

議長（原田安生君）

反対ですか。反対者の発言を許します。

1番（伊藤芳孝君）

人工透析室の継続を求める請願についてですね、皆様のお気持ちはよく分かりますが私は反対の立場で討論させていただきます。

今、東栄町にとって一番大事なことは医療の安定的な継続であります。

しかし、山間地においてはどこでも抱えている問題ですが、少子高齢化が進み、人口が減少、過疎の拡大の深刻さが増しています。本町の人口も3000は切ると思います。2500人ぐらいになるかもしれません。

また、本町の財政状況を見てもその弾力性を示す経常収支比率は依然として90%をこえ、財政上の能力を示す財政力指数は0.19で愛知県下で最下位であります。愛知県で一番貧乏な町と言ってもいいでしょう。このように大変厳しい財政状況であります。

しかし、どのような状況に置かれようとも後を引き継ぐ子供たちや孫のために医療を診療所を絶対に守っていかなければなりません。私たちも東栄町の医療を守る為に、先月、地元代議士を通じて自民党議員5人で加藤厚生労働大臣に直接お会いし、山間部の過疎地の医療の現状を訴えてまいりました。医師・看護師不足はこれからも続くと思います。こ

の透析の問題は病院の建設が絡んでいなければしばらくは続けられたかもしれません。

しかしそれも町長や院長の町民へのメッセージの通り限界があります。この移転・新築の計画が進んでいる今がその時期かと思えます。大変残念ではありますがご理解いただきたいと思えます。新年度予算には透析患者さんに対する通院、交通費の補助も上がっています。また、通院時間短縮に三遠南信、東栄鳳来狭間の1日も早い開通など命の道であり、道路整備にも今まで以上に取り組み、そうしたフォローも後押しをもして参りたいと思えます。以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番。」の声）

はい、3番。

3番（山本典式君）

以上の点から賛成を致します。

人工透析の継続は是か非かの議論の前に町医療センターの基本構想に謳われていて、地区懇談会においても町長から継続することを町民に対し公約しているわけであり、その時点から町長としての努力義務が発生し、責任を果たすべき責務を負うことになると思えます。この点の町長の姿勢が重要なのであります。また、この事が国会などにも取り上げられ、前向きな答弁があったことに対し、人工透析も含め、へき地医療の厳しさの現状を訴える絶好の機会ではないかと思えます。町長には即行動を起こすべきと私は思います。

以上をお願いして賛成討論と致します。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。反対者の発言を求めます。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

あの、この透析の請願はいわゆる的違い。町長に対していくら透析をやってくれと頼んでも出来るものではないと考えます。病院に対して、いわゆる医療スタッフに対してやる気のない人達にやってくれと言っても出来ないですから、やっぱり医療スタッフがその気にならなければ出来ないものであって町長では的外れであることを理由に反対致します。

議長（原田安生君）

次に賛成者の発言を許します。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。この請願に賛成する立場で討論を行います。

この請願は東栄医療センターの人工透析室の継続を求めるものです。

3月12日の朝、町民の金田裕之さんから村上町長に提出された第2次署名は町内263筆、町外2613筆、合計で2876筆です。第1次と合わせた総数は7922筆、町内では1332筆であります。とりわけ町民の賛同は2月末現在3131人の人口の42%にあたります。

この請願は、多くの町民の皆さんの透析継続の願いが詰まったものだということを強調したいと思います。請願の質疑では森田議員から透析中止は恐らく医療スタッフ側が決めたことであり東栄町長に請願しても中止の決定は覆らない旨の発言がありました。私自身は医療スタッフ並びにセンター長が率先して透析中止を決めたという事実を掴んではおりません。私の得た町や県の情報公開の資料にもそのような記述はありません。

むしろ、このほど愛知県から情報公開された愛知県医務課地域医療支援室と旧東栄病院委員長、平成30年10月31日当時の資料によりますと愛知県が有床診療化にあたり診療科を絞るとか透析を止めるとかの考えはないかと愛知県が透析中止を切り出しております。それに対して当時の委員長は経費の問題とスタッフが確保出来るかどうかの問題があるが自分としては出来る限り今のままの体制を続けたいと考えていると答えています。

さらに委員長は透析を止めた場合、患者の多くは茶臼山厚生病院で透析を行う事になると思うが、何人かは東栄町を離れる事になってしまうのではないかと、町も透析を続けたいと考えているようだとして透析継続の意思を訴えていたことが分かります。

それにも関わらず、愛知県は平成30年12月12日の保険医療局長らの東栄町要望活動における発言の中で再びこう言っています。医師派遣を行うとしても今後の東栄病院には本当に残す必要がある機能を選別していただきたい。

例えば、透析患者の対応を維持するか等についてどうか議論していただきたい。

また、豊根村等の患者にとっては大変かもしれないが、全ての地域に透析の機能を残すことは不可能であり、茶臼山厚生病院に機能を集約することについての検討は必要であるなど透析中止を迫っています。それに対して村上町長は、町では茶臼山厚生病院に透析患者を送ることについても検討はしていると述べ、続いて当時の住民福祉課長は現在の基本計画では透析等を東栄町で行う事としているが6月議会までは計画の内容を更に精査したいと考えていると回答しています。

つまり、この資料から分かることは時系列で考えますと、まず愛知県の透析中止の提案があり、委員長は抵抗し、町長・住民福祉課長は検討すると応じたのであります。私は、今回議会が執行部に対して、町民・患者の願いである透析の継続を求めることは道理にかなっていると思います。何より透析中止を決めたのは町長です。

よって、継続を決める事もまた町長なのです。町長にこそ権限があるのです。人工透析は医師が足りなければ非常勤医師1名で行います。看護師が不足なら、町内、近隣の元看護師さんが東栄医療センターの透析を守るためならば、復帰したいとまで言ってくれています。全国の透析クリニックを調べるとワンクール、例えば、月・水・金の午前中のみで一時的に規模を縮小して行っているところもあります。事務長は私の一般質問に現実的でないと言われ、ワンクールに必要な医療スタッフの数さえ明らかにしませんでした。私は大変不誠実だと思います。岐阜県中津川市民病院では、医局からの医師派遣が途絶えた平

成 26 年頃非常勤医師だけでワンクールにしぼった透析を 1 年間続けたと言います。私は透析中止ではなく、継続のために規模を縮小し、医師など医療スタッフの負担を減らした形で東栄医療センターの透析は継続が出来ると確信しています。

最後に東栄町と同じケースの自治体を紹介します。和歌山県那智勝浦町です。2015 年 10 月和歌山県の那智勝浦町は 2 年半後に控えた新病院の建設案、2018 年 3 月に開院予定でした。建設案の規模を縮小するために町長は透析中止の方針を発表しました。10 月です。それに怒った町民・患者が署名 5487 筆を集め。翌年 2016 年 3 月議会に透析継続の請願を提出し全会一致で請願を採択しました。この請願採択は、事実上議会が町の方針に待ったをかける事となり、町長は方針を変更し、透析を新病院でも継続することになりました。

新聞報道によれば、現在も透析が続けられています。東栄町には透析予備軍がおられます。三遠南信道路の完全開通、また原田橋の完成により今後より多くの透析患者さんが東栄医療センターへ来られる可能性はあります。へき地医療の拠点として引き続き東栄医療センターの充実が求められている今、この請願が東栄町議会で採択される意義は大きいと訴えまして、私の賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

他に反対はございますか。

（「議長、6 番。」の声）

はい、6 番。

6 番（伊藤真千子君）

東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願について反対討論させていただきます。今回の透析中止についても私は出来る事なら継続してもらいたいと思っています。請願理由の「今後も透析患者・透析予備軍は増えているため人工透析室の継続を、2 番 遠方への転院、通院は患者家族にはかりしえない負担がある。」については賛同します。「3 番 へき地の不採算医療を伴う公的医療機関の責務と役割 4 番 町の計画・公約違反は許さない。非人道的な透析中止は撤回を」には賛同できません。現在の東栄病院の状況は、常勤医師が 3 人いますが、医師は、外来、入院 24 時間、透析と目まぐるしい活躍をしてくれています。透析に係る職員は医師は専属ではありませんが 1 人、看護師とパート 3 名、臨床工学士 2 名、助手 1 名ですが、4 月にはパート、助手各 1 名が年齢的でお辞めになるそうです。患者第一に考え、患者様の命をつなぐための透析を患者様は命がけでやらなくてはならないこととなります。

また、透析は儲かると言っていますが、毎年東栄診療所に東栄町から約 3 億円の補助を行っています。18 人いて儲かるのでしたら、3 億円の補助を出さなくてもよかったですのではないのでしょうか。東栄医療センターに仮に透析を設置し、5 年先 10 年先を考えれば、ずっと東栄町の財源約 3 億円を東栄医療センターに出さなくてはなりません。皆さんどの様に思いますか。このような状況の中で、私はもっと安心して安全で透析を行ってほしいと思っています。

また、転院先が決まっていない患者様についても病院側は対応したと聞いていますが、患者様と相手病院の折り合いがつかないようです。また、通院についても令和 2 年度の当

初予算に10名分施設費2分の1、通院費2分の1計上をしております。今後より一層の支援を望みます。以上の事から東栄医療センター透析室の継続を求める請願について反対討論をさせていただきます。

議長（原田安生君）

次に賛成者。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、請願第2号の件を挙手により採決いたします。提出された趣旨のとおり採択されることに賛成の方は挙手をお願いします。挙手少数であります。よって、請願第2号『東栄医療センターの人工透析室の継続を求める請願について』の件は、不採択とすることに決定いたしました。

----- 継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第34、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から、次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。ここでお諮りします。申し出のとおり「閉会中の継続審査」をすることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査」をすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対し、厚くお礼申し上げます。これをもちまして、『令和2年第1回東栄町議会定例会』を閉会いたします。

終了時刻 12時19分

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員
